



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 998 平成18年度第2・3次自衛官募集 (市町村課)
- 999 平成18年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防保安課)
- 1000 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1001 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 1002 生活保護法による医療機関の指定 (")
- 1003 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 1004 介護保険法による介護老人保健施設の許可 (長寿社会推進課)
- 1005 知的障害者福祉法による指定知的障害者更正施設等の指定 (障害福祉課)
- 1006 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (")
- 1007 " (")
- 1008 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (")
- 1009 救急病院の認定 (医務課)
- 1010 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1011 " (")
- 1012 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (")
- 1013 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")
- 1014 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")
- 1015 " (")
- 1016 " (")
- 1017 大規模小売店舗立地法による串本町から聴取した意見の概要 (")
- 1018 県営土地改良事業の事業計画の変更 (農村計画課)
- 1019 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
- 1020 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")

- 1021 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1022 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 1023 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)

○ 選挙管理委員会告示

- 95 政治団体の設立の届出
- 96 政治団体の届出事項の異動の届出
- 97 政治団体の解散の届出
- 98 政治団体の収支報告書の要旨
- 99 資金管理団体の届出事項の異動の届出

○ 正誤

平成18年7月7日付け和歌山県報第1773号和歌山県選挙管理委員会告示第74号中

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第954号中

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第963号中

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第964号中

告 示

和歌山県告示第998号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定により、自衛官の平成18年度第2・3次募集について、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 募集種目及び採用時期

- (1) 募集種目
 - 2等陸・海・空士
- (2) 採用予定時期
 - ア 10月要員(男子) 平成18年10月下旬頃
 - イ 3・4月要員(男子・女子) 平成19年3月下旬から4月上旬頃

2 受付期間

- (1) 10月要員(男子) 平成18年9月1日(金)まで
- (2) 3・4月要員(男子) 平成18年9月29日(金)まで
- (3) 3・4月要員(女子) 平成18年9月8日(金)まで

3 応募資格

日本国籍を有し、男子については採用予定月の1日現在、

18歳以上27歳未満の者、女子については平成19年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者で、男子女子ともに次のいずれにも該当しない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 志願手続

(1) 志願書類の請求

県内の市町村役場又は自衛隊和歌山地方協力本部若しくは同地域事務(募集案内)所に請求すること。(別表参照)

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、2等陸・海・空士志願票(2通)及び受験票を前号の機関へ提出又は郵送すること。

(3) その他

志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときは、速やかに志願票を提出した第1号の機関に連絡すること。

5 試験期日、試験種目及び試験場

(1) 10月要員(男子)

| 試験期日 | 試験場 | 試験種目 |
|-------------------------|------|--|
| 平成18年9月2日(土) | 和歌山市 | 1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査 |
| *試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。 | | |

(2) 3・4月要員(男子)

| 試験期日 | 試験場 | 試験種目 |
|-------------------------|------|--|
| 平成18年9月20日(水) | 和歌山市 | 1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査 |
| 平成18年9月25日(月) | 新宮市 | |
| 平成18年9月26日(火) | 田辺市 | |
| 平成18年9月30日(土) | 和歌山市 | |
| *試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。 | | |

(3) 3・4月要員(女子)

| 試験期日 | 試験場 | 試験種目 |
|-------------------------|---------------------|--|
| 平成18年9月24日(日) | 陸上自衛隊信太山駐屯地(大阪府和泉市) | 1 筆記試験 (国語、数学、社会及び作文) 2 口述試験 3 適性検査 4 身体検査 |
| *試験日時、会場等の細部は、受付時に知らせる。 | | |

6 合格発表

(1) 10月要員(男子)及び3・4月要員(男子)については、試験時に合格の通知時期を知らせ、合格者には、採用予定通知書を送付する。

(2) 3・4月要員(女子)については、平成18年11月17日(金)に自衛隊和歌山地方協力本部において合格者を掲示するとともに、合格者には、採用予定通知書を送付する。

(3) 不合格者には通知しない。

7 その他

(1) 受験のための旅費は、各自の負担とする。

(2) 入隊時に再度身体検査を行うが、採用基準に満たない場合は、不採用となることがあるので、健康管理には十分注意すること。

なお、併せて薬物検査を実施する。

別表

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|--|--------------|
| 本部 | 〒640-8073 和歌山市嘉家作丁32-2 ※平成17年10月から平成19年2月(予定)まで仮庁舎に移転中 | 073-422-5116 |
| 橋本地域事務所 | 〒648-0073 橋本市市脇1丁目3-2 KK6ビル3F | 0736-32-0744 |
| 和歌山募集案内所 | 〒640-8331 和歌山市美園町5丁目1番2号 新橋ビル2F | 073-432-4479 |
| 海南募集案内所 | 〒642-0002 海南市日方1521-13 隅田ビル3F | 073-483-4481 |
| 御坊地域事務所 | 〒644-0012 御坊市湯川町小松原410-1 丸仁第1ビル1F | 0738-23-0020 |
| 田辺地域事務所 | 〒646-0061 田辺市上の山1丁目15番25-301 | 0739-24-6219 |
| 新宮地域事務所 | 〒647-0044 新宮市神倉3丁目1-1 磐盾ビル2F | 0735-21-3449 |

和歌山県告示第999号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を財団法人和歌山県消防設備保守協会に委託して次のとおり実施する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 講習の種類

講習の類別の区分は、次のとおりとする。

| 消火設備 | 警報設備 | 避難設備・消火器 |
|----------|----------|----------|
| 第1類(甲・乙) | 第4類(甲・乙) | 第5類(甲・乙) |
| 第2類(甲・乙) | 第7類(乙) | 第6類(乙) |
| 第3類(甲・乙) | | |

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申

請の際希望する日を指定するものとする。

| 講習区分 | 講習日 | 講習時間 | 講習場所 | |
|-------------|-------------|-----------|--------|----------------|
| | | | 会場名 | 所在地 |
| 警報設備 | 平成18年10月20日 | 午前9時30分から | 西牟婁振興局 | 田辺市朝日ヶ丘23-1 |
| 警報設備 | 平成18年10月24日 | 午前9時30分から | 県民文化会館 | 和歌山市小松原通一丁目1番地 |
| 警報設備 | 平成18年10月25日 | 午前9時30分から | 同上 | 同上 |
| 消火設備 | 平成18年10月31日 | 午前9時30分から | 同上 | 同上 |
| 避難設備 消火器 | 平成18年11月7日 | 午前9時30分から | 同上 | 同上 |

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙7,000円をはり付け、次項の受付期間中に次項受付場所に提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成18年9月25日(月)から同月28日(木)までの間に財団法人和歌山県消防設備保守協会、各振興局総務室(海草振興局を除く。)において受け付ける。

5 受講対象者

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の17第1項に規定する消防設備士

6 講習科目及び講習時間

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

7 その他詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第1000号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年9月25日まで縦覧に供する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成18年7月25日

2 名称

特定非営利活動法人スティルネス・トピアを推進する会

3 代表者の氏名

池澤廣佳

4 主たる事務所の所在地

有田市宮原町畑395番地43

5 定款に記載された目的

この法人は、「心身の健康と地球の未来」をテーマに、これに関する調査・提言を行いつつ事業を行う。又このテーマをもとにバイオマス産業社会を主眼にした地域振興を図りながら、この輪を広め人類と地球の未来に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1001号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------|------|------------------|-----------|
| 伊医90-14 | 長田医院 | 伊都郡かつらぎ町妙寺126-37 | 平成18.6.30 |

和歌山県告示第1002号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定番号 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|--------|---------------|----------|
| 西歯46-18 | 小田歯科医院 | 西牟婁郡白浜町1353の2 | 平成18.7.1 |

和歌山県告示第1003号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指 定 番 号 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|----------------|--------------------|---------------|
| 橋あ 19-18 | 西村はりマッサー ージ | 橋本市橋谷字上平530 -25 | 平成 18.7.20 |

和歌山県告示第1004号

介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)第12条第2項の規定に基づき公示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 設置法人名 医療法人 弘愛会
- 2 設置法人住所 和歌山県和歌山市古屋64番地
- 3 法人の代表者の氏名 黒田弘
- 4 施設名 介護老人保健施設こすも

- 5 所在地 和歌山県和歌山市つつじが丘7丁目3-2
- 6 管理者 黒田弘
- 7 施設規模 入所定員 100人
通所定員 30人
短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護実施
- 8 介護保険事業者番号 3050180136
- 9 設置形態 独立型
- 10 開設許可年月日 平成18年8月1日
- 11 許可の有効期間満了日 平成24年7月31日

和歌山県告示第1005号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の24第1項に規定する指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第1項に基づき公示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定事業所 番 号 | 申請者の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 代表者の氏名 | 施設の名称 | 施 設 の 設 置 場 所 | 施 設 の 種 類 | 定員数 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------------------|------------------|-------------------|--------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------|-----|---------------|
| 30-000-2-0 0151-53-2- 01 | 社会福祉法人ふ たば福祉会 | 田辺市文里1丁目1 5-13 | 森川末男 | あすか作業 所日置川分 場いきいき 作業所 | 西牟婁郡 白浜町安 宅425番地 16 | 知的障害者 通所授産 (分場) | 10名 | 平成 18.7.31 |

和歌山県告示第1006号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき公示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|---------|-------------|-----------------------|--|--------------|
| 橋本市市民病院 | 橋本市小峰台2-8-1 | 心臓脈管外科 | 山本修司 | 平成 18.8.1 |

和歌山県告示第1007号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(更生医療・育成医療)を次のとおり指定したので、同法第69条第1号に基づき

公示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 担当する医療の種類 (薬局は除く。) | 主として担当する医師(薬剤師)の氏名 又は訪問看護ステーション等の名称 | 指 定 年 月 日 |
|-------------|-------------|-----------------------|--|--------------|
| ユーコー薬局海南 | 海南市築地1番58 | - | 裁松美和 | 平成 18.8.1 |
| 保険調剤薬局朝日海南店 | 海南市名高507-4 | - | 井田智子 | 平成 18.8.1 |
| ミユキ堂薬局 | 橋本市御幸辻553-3 | - | 島元香苗 | 平成 18.8.1 |

和歌山県告示第1008号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指 定 医 師 名 | 診療科目 | 医療機関名 | 医 療 機 関 の 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|--------------|---------|--------------------|--------------------|--------------|
| 中野昇 | 呼吸器外科 | 社会保険 紀南病院 | 田辺市新庄町46-70 | 平成18.3.31 |
| 長谷川裕人 | 腎臓内科 | 社会保険 紀南病院 | 田辺市新庄町46-70 | 平成18.3.31 |
| 高山之男 | 外科・整形外科 | 医療法人両茂会岩崎病院 | 新宮市三輪崎1384 | 平成18.7.3 |
| 今井治通 | 脳神経外科 | 和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院 | 伊都郡かつらぎ町妙寺219 | 平成18.6.30 |
| 石口明 | 整形外科 | 国保 古座川病院 | 東牟婁郡串本町古座1035 | 平成18.6.30 |
| 島津伸一郎 | 小児科 | 独立行政法人国立病院機構和歌山病院 | 日高郡美浜町和田1138 | 平成18.6.30 |

和歌山県告示第1009号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、救急病院を次のとおり認定した。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 名 称 | 所 在 地 | 有効期限 |
|--------------|---------------|-----------|
| 医療法人洗心会 玉置病院 | 田辺市上屋敷二丁目5番1号 | 平成21.7.29 |

和歌山県告示第1010号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート和歌山北バイパス店
和歌山市平井154
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1011号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット神前店
和歌山市神前字千本508番2 他6筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1012号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターオージョイフル海南店
和歌山県海南市幡川上九条76番地の1 他12筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
海南市産業情報部商工振興課(和歌山県海南市日方152-5-6)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1013号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、

同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) マツゲン御坊店
和歌山県御坊市藺字釜井戸53-4 他10筆
和歌山県御坊市藺字宮ノ後70-1 他3筆
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藺350番地)
日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1014号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ打田店
和歌山県紀の川市打田字天王1364番地の1
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1015号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オー・ストリート紀の川井阪店
和歌山県紀の川市下井阪597
- 2 意見の概要
特になし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1016号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
開放倉庫貴志川店
和歌山県紀の川市貴志川町前田52-1
- 2 意見の概要
開店及び閉店時刻の変更に伴い駐車場の照明及び騒音対策について付近住民に配慮されたい。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
紀の川市農林商工部商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)
那賀振興局産業振興部産業総務課(和歌山県岩出市高塚209)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1017号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により串本町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターオージョイフル串本店
和歌山県東牟婁郡串本町串本2001 他7筆

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
串本町商工農林課(和歌山県東牟婁郡串本町串本1800)
東牟婁振興局産業振興部産業総務課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成18年8月11日から平成18年9月11日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1018号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、県営広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区につき土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

広域営農団地農道整備事業紀の川左岸地区の土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成18年8月14日から平成18年9月8日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農村計画課、伊都振興局、橋本市役所、かつらぎ町役場及び九度山町役場

和歌山県告示第1019号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

2 実施する区域

和歌山市、海南市、白浜町及びすさみ町

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

4 実施の期間

平成18年8月21日から平成18年9月20日まで

5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)

第9条第2項に規定する方法による。

和歌山県告示第1020号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定に基づく監視伝染病の発生を予防するための注射を次のとおり実施する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

1 実施の目的

炭疽病の発生予防のため

2 実施する区域

海南市、紀の川市及び有田市

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛

4 実施の期間

平成18年8月21日から平成18年9月20日まで

5 注射の方法

炭疽予防液(無莢膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第1021号

平成18年和歌山県告示第523号(道路の区域変更)で区域を変更した道路のうち西牟婁郡白浜町字浜通り1662番地先から同町字浜通り3742番地先までの延長111.20メートルについては、平成18年8月11日から供用を開始する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第1022号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

| 指定番号 | 指定位置 | 申請者 住所氏名 | 指定 年月日 | 道 路 | |
|------|---------------------------|---|--------------|--------------|---------------|
| | | | | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 2891 | 岩出市東坂本 字鳥池211-2の 一部 | 大阪市浪速区 難波中1-14-11 株式会社イッ シン 代表取締役 沖村晋一 | 平成 18.8.1 | 4.20 4.00 | 22.85 5.00 |

和歌山県告示第1023号

平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年8月11日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札に係る業務の名称
平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁学校教育局県立学校課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成18年7月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社インタラック大阪支店
大阪府大阪市中央区本町橋2-16 YKビルディング1001
- 5 落札金額

49,024,500円(うち消費税及び地方消費税の額2,334,500円)

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成18年6月6日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 政党・政治団体の別 | 備考 |
|------------|--------|----------|----------------------|-----------|-----------|----|
| 大川元後援会 | 大川元 | 清水司 | 和歌山市太田470 太田ビル408 | 平成18.6.7 | 政治団体 | |
| 和歌山市を建て直す会 | 西平都紀子 | 野志幸司 | 和歌山市毛見228-45 | 平成18.6.22 | 政治団体 | |
| 浦中隆男後援会 | 郷地實 | 浦中隆男 | 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬1672 | 平成18.6.30 | 政治団体 | |
| 山本清司後援会 | 西本裕行 | 橋本英之 | 御坊市島404-10 | 平成18.6.30 | 政治団体 | |
| 岡本昌次後援会 | 稲本茂隆 | 中谷安代 | 橋本市高野口町名古屋403-1 | 平成18.7.11 | 政治団体 | |

和歌山県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 | 政党・政治団体の別 | 備考 |
|------------|------------|---------------------------|---------------------------|-----------|-----------|----|
| 日高医師連盟 | 代表者 | 塩路信人 | 丸山定之 | 平成18.4.3 | 政治団体 | |
| 中西とおる後援会 | 名称 | 中西とおる後援会 | 中西とおるを育てる会 | 平成18.5.22 | 政治団体 | |
| | 代表者 | 東村健 | 中西喜代一 | | | |
| | 会計責任者 | 中西俊二 | 中西佳子 | | | |
| 伊都医師連盟 | 主たる事務所の所在地 | 伊都郡九度山町大字九度山800番地 横手クリニック | 伊都郡九度山町大字九度山113番地の6 紀の郷病院 | 平成18.6.8 | 政治団体 | |
| | 代表者 | 横手英義 | 田中敬造 | | | |
| 民主党和歌山県第2区 | 主たる事務所の所在地 | 海南市日方862-10 山部弘方 | 紀の川市粉河420-2 瑞穂ビル3F | 平成 | 政党の支部 | |

| | | | | | | |
|-------------------|----------------|----------------------|-----------------|---------------|-------|--|
| 総支部 | 代表者 | 岸本周平 | 岸本健 | 18.6.22 | | |
| 民主党和歌山県第3区 総支部 | 主たる事務所の 所在地 | 田辺市南新万13-4 大久保尚洋方 | 西牟婁郡上富田町朝来825-1 | 平成 18.6.22 | 政党の支部 | |
| | 代表者 | 岸本周平 | 眞鍋晃篤 | | | |
| 雑賀光夫後援会 | 代表者 | 幡川文彦 | 田伏通男 | 平成 18.7.3 | 政治団体 | |
| 自由民主党那賀町支 部 | 主たる事務所の 所在地 | 紀の川市名手市場80 | 紀の川市名手市場696 | 平成 18.7.24 | 政党の支部 | |
| | 代表者 | 佐田顕一 | 村畑弘 | | | |

和歌山県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解 散 年月日 | 届 出 年月日 |
|----------|--------|---------------|---------------|
| 向井純一郎後援会 | 山田雅胤 | 平成 18.3.31 | 平成 18.6.22 |

和歌山県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成18年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

| | | |
|-------------------------|--|--|
| 政治団体名 | 向井純一郎後援会 | |
| 報告年月日 | 平成18年6月22日 | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | | |
| 1 収入総額 | 4,000 | |
| ア 前年繰越額 | 4,000 | |
| イ 本年収入額 | 0 | |
| 2 支出総額 | 4,000 | |
| 3 収入の内訳 | ア 個人の党費・会費 (人) | |
| | イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) | |
| | (イ) 政党匿名寄附 | |
| | ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | |
| | エ 借入金 | |
| | オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | |
| | カ その他の収入 | |
| | 4 支出の内訳 | ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 |
| 5 資産等の状況 | | |
| (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載) | | |

政治団体の収支報告書(平成18年分)の要旨

(単位:円)

| | | |
|--|--|--|
| 政治団体名 | 向井純一郎後援会 | |
| 報告年月日 | 平成18年6月22日 | |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | | |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | | |
| 1 収入総額 | 0 | |
| ア 前年繰越額 | 0 | |
| イ 本年収入額 | 0 | |
| 2 支出総額 | 0 | |
| 3 収入の内訳 | ア 個人の党費・会費 (人) | |
| | イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) | |
| | (イ) 政党匿名寄附 | |
| | ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 | |
| | エ 借入金 | |
| | オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | |
| | カ その他の収入 | |
| | 4 支出の内訳 | ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 |
| イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費 | | |
| 5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載) | | |

和歌山県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった

ので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年8月11日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本 恒 男

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 届出年月日 |
|--------------------------|----------|-----------|-------|----------|-------|----------|
| 岸本健 | 和歌山県議会議員 | 健光会 | 公職の種類 | 和歌山県議会議員 | 衆議院議員 | 平成18.7.7 |

正 誤

正 誤

平成18年7月7日付け和歌山県報第1773号和歌山県選挙管理委員会告示第74号中「規定により解散の届出があった政治団体は、次のとおりである」は誤りにつき「規定による政治団体の解散があったので、同条第3項の規定に基づき、

次のとおり告示する」に、

| | |
|----------|------|
| 吉田ただし後援会 | 吉田直 |
| 松井紀博後援会 | 松井紀博 |

| | |
|-----------|-----------|
| 平成18.5.18 | 平成18.5.18 |
| 平成18.5.15 | 平成18.5.31 |

は誤りにつき

吉田ただし後援会

| | | |
|-----|-----------|-----------|
| 吉田直 | 平成18.5.18 | 平成18.5.18 |
|-----|-----------|-----------|

に訂正する。

正 誤

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第954号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|------------|------------|
| 2 | 右 | 上から10 | 平成18年3月31日 | 平成19年3月31日 |

正 誤

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第963号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|-------|---------|
| 6 | 右 | 上から19 | 主伐として | ウ 主伐として |
| | | 上から22 | ウ | エ |

正 誤

平成18年7月28日付け和歌山県報第1779号和歌山県告示第

964号中

| ページ | 段 | 行目 | 誤 | 正 |
|-----|---|-------|--------|--------------|
| 6 | 右 | 下から11 | 5106の3 | 字下戸川東側5106の3 |